

今月号は、通常の「しろいし」より内容が盛りだくさんになっております！  
最後のページの《保険金クイズ》は福富小の島さんよりご紹介させていただきます。このクイズは、事務職員を含め多くの先生方には興味深い内容になっております！ぜひご覧ください♪

8月1日に平成26年度の白石町小中学校施設視察を行いました。

この町内小中学校施設視察は白石町事務の共同実施の一環として、平成20年度から毎年実施しています。視察の目的は「白石町小中学校の修繕・工事要望箇所を視察、把握し新年度の予算要求の資料とする。」としています。

今年度は白石町企画財政課、教育委員会、町内各小中学校長及び事務職員の総勢29名で町内各小中学校の施設を視察しました。



☆ここで施設視察の感想を(紹介できる範囲で)ご紹介いたします☆～具体的な施設の内容はここでは述べません～

お疲れ様でした。雨模様で大変でしたが、無事に終了して良かったです。(事務職員)

たくさんの人にわかりやすく、納得してもらえるように説明することは難しいと感じた。(事務職員)

学校施設視察を通して、事務の先生方のご苦労と教育委員会の絶大なバックアップを感じます。感謝しています。

感想等ご意見ありが  
とうございました。



★進学などで親元から離れて暮らされている子どもさん、この夏休みにアルバイトを始められていませんか？★

扶養親族として認定されるには、年間の収入が130万円未満という条件があります。親が知らないうちにアルバイトをしていて、年末に源泉徴収票が送られてきてビックリ！という事例があるそうです。

また、例えば収入が年間130万円を超していなくても、108,000円を超える収入が連続して3日以上続いたら、共済組合の扶養は取り消され、別に健康保険をかけていただくことになります。

扶養の取り消しは、多額の返納を伴うことも少なくありません。ぜひご家庭で「扶養親族の条件」を話題にしていただき、お子さんや配偶者の方がパートやアルバイトを始められたなどの変化があった場合には、十分ご注意ください。



今年度のミニコーナーは「白石町の学校で良かった～」という内容でお伝えします。白石町内事務職員が佐賀県内の様々な学校を勤務してきて、ここは他の学校と違う！ここはぜひともアピールしてみたい部分を記事にします！ぜひご覧ください☆〈有南小・有東小〉  
広報担当者から、独自のコメントも飛び出しました！

生まれも育ちも白石で、白石町での勤務が2校目で〇〇年、という白石フリークの私は、白石町の学校に勤務しての感想なんぞ考えることもなく、これまで当たり前のようには働いてきました。が、今回、原稿を書くにあたり、白石町や白石町の学校のいいところを改めて考えてみました。

で、いろいろと考えたところ、周囲の方々の人柄や、自然・産物など、いろいろな魅力があることは間違いないのですが、もしかしてだけど～♪、もしかしてだけど～♪、「今日は、仕事に行きたくないよお(\*\_\*)」と、思うことがないということが、環境に恵まれているってことじゃないのお♪という、結論に達しました。健康な時には、その素晴らしさに気付かず、お腹が痛くなっただけで、「お腹が痛くないって、幸せなんだなあ。」と、感じることに似ている気がしませんか？白石フリークの私としては、来年も、お腹が痛くなりませんようにと、願うばかりです。

有明南小 江口さん

いつも元気で明るい江口さん！太陽みたいです！

今年4月、転勤をしました。今年の夏は例年とは違って雨の多い7・8月でしたが9月に入りやっと晴天が続き、大豆の葉も勢いが増して今が盛りようです。4月当初は南方向に自転車を進めることは逆回りをしているようで少し寂しく感じました。しかしその後は中・高校生及び学校・役場・農協職員等の方々と対面走行をしているのだと気づき気分が改まりました。特に途中では中・高校生とお互いに「おはようございます」「こんにちは」「こんばんは」の短い挨拶を交わしますが、3言葉のひらがなを並べただけの挨拶が持つ力を感じ、また元気な生徒さん達の顔を拝見しながら朝夕の通勤をしています。これからは日々日暮れが早くなって寒さに向かうので事故と風邪には十分注意しようと思います。

有明東小 川崎さん

白石町内の学生さんは、元気いっぱいですよ！

★共同実施日より『しろいし』はWebでもご覧になれます。

<http://shiroishijimu.blog17.fc2.com/>

↑たくさんのアクセスお待ちしております。

携帯でもご覧になれます。

バーコードリーダー機能を使って

読み込んで下さい。



## ～ 共済組合主催の30代向け生活充実型講演会に参加してきました～

福富小 島さん

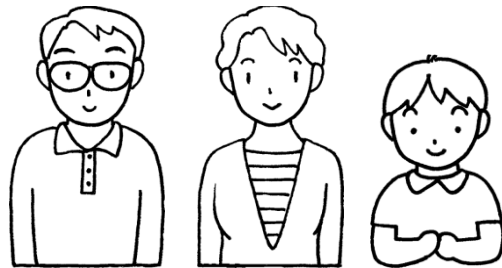
『知って得する、知らなきゃ損するマネーライフ設計法』の講演から興味深い内容でしたので、ひとつご紹介します。










### 生命保険と税金について

生命保険金を受け取った場合、保険料の負担者（契約者）と被保険者と受取人の関係から、課税される税金が異なります。

受け取る死亡保険金が5千万円として、①～③の場合はどうなるでしょう。

一郎（夫）      花子（妻）      太郎（子）



	保険契約者	被保険者	受取人	課税種目	税額
①	 花子	 花子	 太郎	(      ) 税	(      ) 円
②	 一郎	 花子	 一郎	(      ) 税	(      ) 円
③	 一郎	 花子	 太郎	(      ) 税	(      ) 円

答え：①相続税、0円    ②所得税、985万円    ③贈与税、2250万円

『広報担当より一言・・・』

参考になったでしょうか！？

私たち事務職員も気づかされる部分が多く、とても興味深い内容でしたのでご紹介させていただきました！自分と家族の身体を大切にすることを改めて考えさせられました！情報ありがとうございました。